

新型コロナウイルスCOVID-19対策マニュアル（学生用）

I 普段の学生生活での対応

- (1) 基本的な感染防止対策
- (2) 日々の健康観察と管理
- (3) 学内での行動

II 感染または感染が疑われる場合の対応

- A** 本人または同居家族等に感染が疑われる症状が出た場合
- B** 本人または同居家族等が感染者の濃厚接触者として特定された場合
- C** 本人または同居家族等が新型コロナウイルス感染症と診断された場合

III 感染者または感染疑い者が学内に発生した場合の対応について <大学全体での対応>

日本赤十字秋田看護大学・秋田短期大学
新型コロナウイルス感染症に関する危機対策本部
2020.3.31版

新型コロナウイルスCOVID-19対策マニュアル（学生用）

本学学生は、赤十字の基本原則のもと、医療・介護のスペシャリストを目指した学びを深め、将来「生きるを支える」実践者として社会に貢献していくことを目標としています。

このことを心に堅く留め、危機意識を持って、以下の方針に沿った感染拡大を防ぐ行動を常時とるように心がけてください。

I 普段の学生生活での対応

(1) 基本的な感染防止対策

★新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、当面の間は下記の基本的感染対策を個人の責任で行う：

1. 帰宅時・食事前を含め、こまめな手洗い、手指消毒、咳エチケットの遵守などを徹底すること。
2. 平日か休日かに関らず、不要不急の移動・外出は控えること。
3. 密閉された空間で、多くの人々が密集・密接する場所への出入りはしないこと。
 - 特に、不特定多数の人々が集まるライブハウス、居酒屋、カラオケ店、スポーツジム等への出入りは禁止です。
 - さらに、密閉された空間に不特定多数の人々が集まる懇親会、食事会、サークル活動、交流会等への参加も禁止。
4. やむを得ず人が集まる場所に行く場合、混みあった公共交通機関を利用する場合等は、必ずマスクを着用すること。
 - 上記の場合でも、できるだけ短時間とするよう工夫してください。
5. 学外でのアルバイトは職種に関らず当面の間は禁止とする。
 - 現在就労中のアルバイトは、本学からの指示であることを雇用主に説明して速やかに就労を中止してください。
 - 利己的な理由で不用意にアルバイトを続けることが、さらなる市中感染や感染爆発を助長し、結果的に実習実施が不可能になったり学校が閉鎖になったりする事態を招く危険性が高いことを認識してください。
 - 学納金等の納付に関する相談が必要な場合は、本学に申し出てください。
6. 海外渡航は当面の間は禁止とする。
7. 現住所に同居人やルームメイト、家族・親族がいる場合は、さらに細心の注意をはらって健康管理を行うこと。

(2) 日々の健康観察と管理

1. 各自、毎日起床時・帰宅時の1日2回必ず検温を実施し、体調観察の結果と共に、所定の健康管理表に記録すること。
 - 記録した健康管理表は、必要に応じて大学に提出を求める場合があります。
 - 健康管理表の記録内容は、実習先からの要請や教育目的の必要性から公表する場合があります。
 - 37.5度以上の発熱や倦怠感、咳やのどの痛みなどの症状が出て感染が疑われる場合は、すぐに下記新型コロナウイルス感染症対策専用E-mailアドレス(他の連絡には使用しないこと)または学務課に報告の上、その指示に従ってください。
(マニュアル II -Aを参照)

▶covid19@std.rcakita.ac.jp／学務課 018-829-3983 または 018-829-3089

 - 感染の兆候として、嗅覚や味覚に異常が生じる事例も報告されています。併せて注意してください。
2. 重症化リスクの高い持病があるなど、授業を受ける際の配慮が必要な場合はためらわずに担当教員に申し出てください。

(3) 学内での行動

1. 講義室では、授業時・課外時間に関らず、可能な限り他の学生と間隔を空けて着席すること。
2. 講義室や演習室では、授業中または休憩時間等に定期的な換気を行うため、寒暖の差に対応できる服装をすること。
3. 休憩時、自習時や学食などで食事の際、他の学生との間隔を十分とり対面や濃厚接触となるような状況は避けること。
 - 学食以外で昼食を摂るのに使用可能な講義室とその使用方法は別途指示します。
 - 自習や休憩で演習室を使用する場合、できるだけ短時間に留め、その間は常に窓とドアを開放して換気すると共に、他の学生とは十分な間隔を保ってください。
 - 演習室については、今後、授業や事前予約以外の無断使用を原則禁止します。
4. 実習室で自主的に実技練習などを行う場合、必ず担当教員に事前に確認して許可と指示を得ること。

(4) 最新情報の確認

1. 感染等の状況は時々刻々と変化するため、本学からの連絡メール等に常に留意し、対応に遅れが生じないようにすること。
 - 対応に関して不明な点や疑問が生じた場合は、勝手に判断せず必ず学務課に問い合わせてください。

新型コロナウイルスCOVID-19対策マニュアル（学生用）

II 感染または感染が疑われる場合の対応

A 本人または同居家族等に感染が疑われる症状が出た場合

1 発症の疑いが確認された当日

ア) 風邪の症状や、37.5°C以上の発熱がある場合

(1) 登校はせず、自宅で静養し不要不急の外出は控えてください。

●当日は「公欠」扱いとします。

●本人に症状がなくても、同居人や同居家族に同様の症状が見られる場合は同上の対応をしてください。

●その場合、本人が濃厚接触者となる可能性があるため、同居家族等の感染が疑われるときは直ちにマニュアル II-B の手順にしたがってください。

(2) 朝夕2回体温を測定し、また症状等を所定の健康管理表に記録しておいてください。

(3) 症状が確認された場合は、直ちに下記E-mailアドレスか学務課に報告してください。

▶covid19@std.rcakita.ac.jp／学務課 018-829-3983 または 018-829-3089

必要な報告事項は次の通り：

① 発症までの経過情報と現在の体調情報

② 同居家族等がいる場合は、その状況

③ 確認日前2日間の行動情報

④ 他の感染者もしくは濃厚接触者との接触が疑われる場合はそれに関する情報

(4) 授業中等、学内で感染が疑われる症状が現れたときは、すぐに保健室（内線170・171）または学務課（内線104）へ連絡をして指示を仰いでください。

イ) 症状が重篤と思われる場合

- (1) 発熱と強い倦怠感や呼吸困難の症状がある場合は、ためらわずに「帰国者・接触者相談センター：018-866-7050」に電話で相談し、その指示にしたがってください。
- (2) 上記Ⅱ-A-1-イ) (1)の相談結果を、速やかにメールまたは電話で本学に報告してください。

2 発症日翌日以降

ア) 2日目に症状が改善した場合

- (1) 風邪の症状や発熱を含めて服薬なしで体調が改善した場合は、3日目から登校を許可します。
● 2日目も「公欠」扱いとします。
- (2) 登校前に、本学にメールまたは電話で速やかに状況を報告してください。
- (3) 登校に当たっては、マスク着用、こまめな手洗い、咳エチケットの遵守を励行してください。
- (4) 朝夕2回体温を測定し、また症状等を所定の健康管理表に記録しておいてください。
- (5) 体調を含め、その日の様子を担当の学生支援アドバイザー／クラスアドバイザーまたは学務課に必ず報告してください。

イ) 2日目以降、3日目も症状が続いた場合

- (1) 前記Ⅱ-A-1-ア) (確認初日)と同様の行動をとってください。
● 2日目、3日目も「公欠」扱いとします。

ウ) 4日目に症状が改善し、体調が回復した場合

- (1) 風邪の症状や発熱を含め、服薬なしで体調が改善した場合は、5日目から登校を許可します。
● 4日目も「公欠」扱いとします。
- (2) 登校前に、担当の学生支援アドバイザー／クラスアドバイザーまたは学務課に速やかに状況を報告してください。
- (3) 登校に当たっては、マスク着用、こまめな手洗い、咳エチケットの遵守を励行してください。
- (4) 朝夕2回体温を測定し、また症状等を所定の健康管理表に記録しておいてください。

エ) 4日目以降も症状が続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない状況も含む）

- (1) 「帰国者・接触者相談センター：018-866-7050」に電話で相談し、その指示にしたがってください。
- (2) 担当の学生支援アドバイザー／クラスアドバイザーまたは学務課に速やかに状況を報告するとともに、相談結果についても詳しく報告してください。
- (3) 医療機関受診にあたっては、マスク着用、こまめな手洗い、咳エチケットの遵守を励行してください。
- (4) 朝夕2回体温を測定し、また症状等を所定の健康管理表に記録しておいてください。

B 本人または同居家族等が感染者の濃厚接触者として特定された場合

1 本人または同居家族等が感染者の濃厚接触者として特定された場合

ア) 特定当日、本人が本学に登校する前の時点

- (1) 当日を含め14日間を登校停止とします。
- (2) 登校停止期間中は自宅で静養し、不要不急の外出は控えてください。
 - 当該期間は「公欠」扱いとします。
 - 同居家族等が濃厚接触者として特定された場合も同様とします。
- (3) 朝夕2回体温を測定し、また症状等を所定の健康管理表に記録しておいてください。
- (4) 濃厚接触者として特定された場合は、直ちに下記E-mailアドレスか学務課に報告してください。

▶**covid19@std.rcakita.ac.jp／学務課 018-829-3983 または 018-829-3089**

●報告事項は次の通り

- ① 感染者との接触時の状況
- ② 同居家族等の状況
- ③ 接触後の体調等の状況

イ) 特定当日、本人がすでに登校後の時点

- (1) 本学の指示に従い、速やかに帰宅してください。
- (2) 前記 **II-B-1-ア) (2)～(4)**と同様の行動をとってください。

ウ) 濃厚接触者である本人または同居家族等に発症が疑われる症状が顕著な場合

- (1) 発熱と強い倦怠感や呼吸困難の症状がある場合は、ためらわずに「帰国者・接触者相談センター：018-866-7050」に電話で相談し、その指示にしたがってください。
- (2) 担当の学生支援アドバイザー／クラスアドバイザーまたは学務課に速やかに状況を報告するとともに、相談結果についても詳しく報告してください。

【参考】「濃厚接触者」とは：

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者を言う。

- 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れることまたは対面で会話することが可能な距離（目安として2 m）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する）

【参考】「帰国者・接触者相談センター」へ相談する者の目安（2020年2月17日現在）：

「帰国者・接触者相談センター」へ相談する目安は以下のとおり。

- 1) 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く者（解熱剤を服用中の者も同様に扱う。）
- 2) 倦怠感や息苦しさがある者
- 3) 重症化リスクが高い者（高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある者や透析を受けている者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている者）が1)、2) が2日程度続く場合

国立感染症研究所感染症疫学センター「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）」（2020年3月12日版）より抜粋

C 本人または同居家族等が新型コロナウイルス感染症と診断された場合

1 本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合

(1) 新型コロナウイルス感染症と診断されたら、直ちに下記E-mailアドレスか学務課に報告してください。

▶covid19@std.rcakita.ac.jp／学務課 018-829-3983 または 018-829-3089

●報告事項は次の通り

- ① 発症後2週間以内の行動
 - ② 本学学内での移動範囲
 - ③ 本学学内での詳細な動線
- (2) 完治するまでは登校停止とします。
- (3) 登校停止期間中は、医療機関の指示にしたがって治療に専念してください。
- 当該期間は「公欠」扱いとします。

2 同居家族等が新型コロナウイルス感染症と診断された場合

(1) 本人が濃厚接触者となる可能性があるため、直ちに下記E-mailアドレスか学務課に報告して指示を仰いでください。

▶covid19@std.rcakita.ac.jp／学務課 018-829-3983 または 018-829-3089

- (2) 本人が濃厚接触者となる可能性があり、すでに感染を疑う症状がある場合
マニュアルⅡ-Aの手順にしたがってください。
- (3) 本人が濃厚接触者として特定された場合
マニュアルⅡ-Bの手順にしたがってください。